

追悼の辞

2月6日に開催された、第2臨時会にて、故豊島議員を悼む追悼演説が行われました。

ただいま議長からご報告のありましたとおり、幕別町議会豊島善江議員は、去る12月27日逝去されました。

豊島議員は、昨年の6月ごろより体調を崩され、平成18年第2回定例会閉会後に入院、手術を受けられました。

その後、治療をされながらも、9月の第3回定例会に出席され一般質問に立たれました。

私どもは、1日も早く回復されることを願っておりますが、ご家族の願いも届かず帰らぬ人となられました。

くしくも今日は、幕別町と旧忠類村が合併し、丸1年を迎えた節目の日でもあります。

島議員の姿を見ることも、また、声を聞くことも今はもう叶いません。

豊島議員は、常に弱者の立場に立つた政策と未来を担う子供たちの教育や子育てに対する支援について、母親として、また、教職者としての経験をもとに誠心誠意取り組んでこられました。

私は、ここに議長のお許しをいただき、皆様の賛同を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

豊島善江議員は昭和27年10月10日、小沼正三様、節子様のお生まれになりました。北海道教育大学岩見沢校をご卒業後、教員の道をお選びになり、初めての赴任地は名寄市でありました。名寄南小学校に3年間勤務さ

れた後、池田小学校に8年間勤務いたし、退職されるまでの11年間、教職者として子供たちの健全育成に意を注がれたのであります。

その間、ご家族にありましては、昭和53年、豊島晃司様とご結婚され、一男一女のお子様に恵まれました。お子様が立派に成長されておられる姿を拝見しましたとき、豊島議員のご家庭での訓育の賜物と深く敬意を表するものであります。

昭和60年に幕別町に居を移されたからは、自らの子育てに多忙な日々の中で、親子劇場などの文化活動や平和活動などに積極的に取り組みられるなど、大変活動的なお母さんでもありました。真面目で責任感が強く、慈愛の心にあふれたお人柄は、広く町民の信望を集められ、平成3年4月に執行された幕別町議会議員選挙に立候補され、見事に当選を果たされたのであります。

豊島議員の誠実なお人柄は、同僚議員からの信頼も厚く、優れた見識と熱意をもって、初当選以来、連続して4期16年にわたり町議会議員としてご活躍されました。しかし、その陰には、ご主人やお子さまの協力と支えがあったからこそと私は思います。

平成9年には、予算審査特別委員会委員長、平成13年5月から平成15年4月までの2年間は、議会広報特別委員会委員長の要職を務められました。広報委員長在任中には、まくべつ議会だよりの改革に鋭意取り組み、議会だよりの表紙のカラー印刷をはじめ、記事の内容も一新するとともに、一般質問を要約し、議員自らが原稿を書くなど積極的に議会活動を町民の皆様に周知するとともに、親しまれる紙面づくりに委員長として率先して取り組みました。

豊島議員は、本会議の審議、また常任委員会での審査に積極的に発言され、町の施策に対して、真に住民の立場にたった意見を述べられておりました。

また、初当選された平成3年から昨年の第3回定例会に至るまで、延べ62回、毎定例会ごとに欠かさず一般質問をされ、町政への提言、町民の要望、町民の声を代弁されたことは、真に住民を代表された町議会議員の姿勢をもったものと同じく、敬意を表するものです。

豊島議員の最後の一般質問は、教育基本法についてでありました。病の身を押しつけて、登壇された姿は私をはじめ、議員各位に、また、理事者皆様の目に今も焼き付いていることと思います。

その功績が認められ、平成15年、第23回北海道町村議会広報コンクールにおいて、同年2月に発行したまぐべつ議会だより第125号が特選に選ばれましたことは、豊島委員長の努力の賜物であり、幕別町議会として大変名誉なことでありました。

豊島議員の質問は、時には鋭く、時にはこまやかな視点にたった内容で、その人柄が随所に発揮され、その言葉には優しさと信念が込められておりました。

私と豊島議員とは同期の当選であります。初当選以来、豊島議員とは、同じ常任委員会に所属することが

何度かありました。お互いに主義・主張には譲れない面もあり、委員会の審査では意見のぶつかることもよくありました。しかし、豊島議員も私も、幕別町の発展と町民の福祉増進、住みよいまちづくりにかける思いは同じであったと確信しております。

社会構造が劇的に変化をする中、本町もより一層の行財政改革を進め、福祉施策や子育て支援策をさらに充実させなければなりません。議会議員としていよいよ円熟味をましてこられた豊島議員を今失ったことは、まことに残念であり、幕別町並びに幕別町議会の損失は計り知れないものがあります。

何事にも誠実で裏表のない人柄と人に対する優しさは、本日、傍聴席にお越しいただいた、ご主人、お子様、そして私達の心の中にこれからも生き続けていくことと思います。

最後に、私どもは多くの足跡を残された豊島善江議員のまちづくりに対する思い、町民の幸せを願う心を

忘れず、すべての住民が住みよいまちづくりを議員の使命として、誠心誠意努力することを固くお誓い申し上げます、ここに謹んで豊島善江議員のご功績をたたえ、追悼の言葉といたします。

平成19年2月6日

幕別町議会議員副議長

額 額 太郎



議会へ請願・陳情されるときは

○請願、陳情とは

町民の皆さんの要望を国政、道政、町政に反映させる方法の一つに請願や陳情があります。

これは憲法や地方自治法に規定された住民の権利で、町議会議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といいます。

○提出されたものは

請願書や陳情書が提出されると、議会ではこれを審査し、採択、不採択を決定します。

採択したものは、国、道、町などの執行機関に意見書として提出されます。

○請願、陳情のしかた

右記の書式例に準じ、次の要領で提出してください。

- ①邦文で記載してください。
- ②請願書には紹介議員（1～4名）が必要になりますので、記名、押印を受けてください。
- ③請願（陳情）者は押印をしてください。なお、署名を集めて請願（陳情）される場合は、別紙として署名者一覧を添付し、署名者ごとの押印が必要となります。
- ④道路や河川などの場所に関するものは、位置図や略図を添付してください。
- ⑤請願（陳情）書の用紙サイズはA4版としてください。

○書式例

〇〇〇〇に関する請願書（陳情書）

平成〇年〇月〇日

幕別町議会議長〇〇〇〇様

請願（陳情）者 住所

氏名

印

紹介議員 幕別町議会議員 〇〇〇〇印

紹介議員 幕別町議会議員 〇〇〇〇印

（陳情の場合は紹介議員の必要はありません）

《趣旨》

《項目》

1

2

《提出先》

○署名がいる場合の別紙

住 所	氏 名	印	備 考